

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則			
教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(教育総務課)	一	ハ一
岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(同)	一	
岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二	
岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	(同)	三	
岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則	(同)	三	
教育委員会訓令甲			
岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	(教育総務課)	四	
岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	(同)	四	
教育委員会教育長訓令甲			
岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令	(教育総務課)	五	
岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	六	
岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	六	

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行 (休日に当たる) (ときは翌日)

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第二号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第四条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第三号

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育総務課の項中「管理調整係」の下に「職員係」を加え、「予算係」を削り、同表スポーツ健康課の項を次のように改める。

体育健康課

管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育安全係

同表教育総務課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同表社会教育文化課の項第十七号を次のように改める。

十七 岐阜県先端科学技術体験センターに関すること。

第三条の表社会教育文化課の項第十八号及び第十九号を削り、同表スポーツ健康課の項中「スポーツ健康課」を「体育健康課」に改め、同項中第一号から第十一号までを削り、第十二号を第一号とし、第十三号から第十六号までを十一号ずつ繰り上げる。

第八条第二項中「教育研修課の分掌事務並びに」を削る。

第八条の八中「社会教育対策監」を「社会教育企画監」に改める。

第八条の九を削り、第八条の十を第八条の九とし、第八条の十一から第八条の十三までを一条ずつ繰り上げる。

第十二条の表教育支援課の項第十五号を次のように改める。

十五 学校体育団体の育成・指導に関すること。

第十二条の表教育支援課の項中、第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第十七条の表岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会の項の次に次のように加える。

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会	岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課
--------------------	---------------------------------------	-------

第十七条の表岐阜県スポーツ推進審議会の項を次のように改める。

岐阜県いじめ防止対策審議会

岐阜県立学校におけるいじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態及び岐阜県いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務

学校支援課

第十七条の表岐阜県美術館協議会の項及び岐阜県現代陶芸美術館協議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岐阜県博物館条例」を「及び岐阜県博物館条例」に改め、「岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）及び岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）」を削る。

第二条の表岐阜県美術館の項及び岐阜県現代陶芸美術館の項を削る。

第二条の三第四項及び第五項を削る。

第二条の四第四項及び第五項を削る。

第三条第五項及び第六項を削る。

第四条第一項中「博物館長、美術館長及び現代陶芸美術館長」を「及び博物館長」に改める。

第四条の二中「博物館、美術館及び現代陶芸美術館」を「及び博物館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公文書規程第二条に定める文書管理システム（第三項において同じ。）を利用する回議にあつては」を削り、「を添え当該システムにより」を「に原議その他証拠書類を添えて」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「文書管理システムを利用する回議にあつては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第三条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程（昭和三十五年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号及び第六号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「、回議、決裁」を削る。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 削除

第十条の三第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に改め、「電子メール」の下に「を受信したとき」を加え、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならぬ」と加え、「この場合において」を加え、「登録し」の下に「第八号第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加え、同条第二項中「登録し」の下に「第八号第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加える。

第十条の四の見出し中「軽易な文書」を「秘密文書等」に改め、同条中「前三条」を「第十条及び前条」に改め、「かわらぬ」との下に「第三条第四項に規定する文書及び」を加え、「することを省略することができる」と「しないものとする」に改める。

第十一条第一項中「から第十条の三まで」を「及び第十条の三」に改める。
第十一条の二第二項中「文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理システムを利用しないで」を削り、「については」の下に「第三条第四項に規定する文書及び」を加え、「供覧完了後」を「供覧の完了後」に改める。

第十一条の三中「紙の場合に限る。」を削る。

第十一条の四第四項中「については」の下に「第三条第四項に規定する文書及び」を加え、「処理後」を「決裁の完了後」に改める。

第十六条第二項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録により行い、紙による回議を行う場合にあつては」を削り、同条第五項中「紙の場合に限る。」を削り、同条第八項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合は、承認の登録を行うときにその旨を表示し、紙による回議を行う場合は」を削る。

第二十二条中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改める。

第二十五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三十一条の三を次のように改める。

第三十一条の三 削除

第三十一条の四第一項中「所属宛て」を「文書取扱責任者は、所属宛て」に、「場合」を「とき」に改め、「文書取扱責任者が」を削り、「転送し」の下に「なければならぬ」。この場合において「を」を加え、「が文書管理システム」を「は、文書管理システム」に改め、「登録し」の下に「第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加え、同条第二項中「登録し」の下に「第八条第一項第二号及び第四号に掲げる文書にあつては、番号を付け」を加える。

第三十一条の五の見出し中「軽易な文書」を「秘密文書等」に改め、同条「前四条」を「第三十一条、第三十一条の二及び前条」に改め、「かわらず、」の下に「第三条第四項に規定する文書及び」を加え、「することを省略することができる」を「しないものとする」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条から第三十一条の五まで」を「前節（第三十一条の三を除く。）」に改める。

第三十二条の二第一項中「原則として、文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用により難しい場合は」を削り、同条第四項中「文書管理システムを利用しないで」を削り、「ついでに」の下に「第三条第四項に規定する文書及び」を加え、「処理後において」を「供覧の完了後」に改める。

第三十二条の三中「紙の場合に限る。」を削る。

第三十二条第二項中「文書管理システムを利用して回議を行う場合にあつては承認の登録により行い、紙による回議を行う場合にあつては」を削る。

第三十五条第三項中「場合で紙により回議した文書について」を「とき」に改め、同条第四項中「第二十三条、第二十四条及び第二十四条の二」を「第二十三条から第二十四条の二まで」に改める。

第三十六条第一項第六号を削る。

附則に次の項を加える。

6 当分の間、第十一条の二第四項及び第三十二条の二第四項の規定は、適用しない。

博

別表中「スポーツ健康課 教スポ」を「体育健康課 体健」に、

現代

物 館	岐 博
術 館	岐 美
陶芸美術館	岐陶美

を「博物館 岐博」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局 一般 各教育機関

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱（昭和四十八年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）に規定する美術館」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第八条の十二第一項」を「第八条の十一第一項」に改める。

第十八条第一項の表岐阜県図書館、岐阜県博物館、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館の項中「岐阜県博物館、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館」を「及び岐阜県博物館」に改める。

別表第十一の項第一号中「解散の命令及び」を削る。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程（平成二十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中 「第一順位 南谷清司教育委員会事務局教育次長」を「第一順位 尾形哲也教育委員会事務局教育次長」に改める。

「第二順位 福井康博教育委員会事務局教育次長」を「第二順位 南谷清司教育委員会事務局教育次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社